

諮問日：令和2年11月13日（令和2年度（最情）諮問第23号）

答申日：令和3年3月23日（令和2年度（最情）答申第56号）

件名：裁判所事務官の「俸給の調整額」について人事院規則9—6第2条に基づき人事院が報告を受けた文書に相当する文書等の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の各文書（以下、併せて「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和2年8月6日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 人事院規則9—6第2条は、「各庁の長又はその委任を受けた者は、人事院の定めるところにより、前条第1項の俸給の調整を行う官職の職務の内容及び勤務条件について人事院に報告するものとする。」と定める。

最高裁判所及び下級裁判所に所属する職員は、司法権の独立により人事院規則の適用を直接受けないが、国家公務員法上の特別職として同規則を準用されている。

- 2 裁判所書記官等の俸給の調整に関する規則（以下「俸給調整規則」という。）は、最高裁判所が指定する裁判所事務官について調整数1又は2とすることを定める。この最高裁判所が指定する裁判所事務官について、「裁判所書記官等

の俸給の調整に関する規則の運用について」や「俸給の調整額を支給する裁判所事務官について（通知）」によれば、裁判所書記官又は家庭裁判所調査官に任命される資格を有する裁判所事務官のうち大半の者が網羅されるのであり、これらをもってしても調整額の支給又は不支給及び支給される場合の調整額1又は2の特定がなされているとはいえず、別に定めがあると考えられる。さもなくば、恣意的な運用となるからである。

- 3 よって、人事院規則9—6第2条により、各下級裁判所は最高裁判所が指定する裁判所事務官について、俸給の調整額の支給が適正であるか否かにつき、その職務の内容及び勤務条件について最高裁判所に報告しているものと考えられるから、不開示決定は不相当である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出文書のうち、別紙記載2の文書については、「人事院規則9—6第2条の報告に関して人事院が定めた内容が記載された文書に相当する文書」と整理した。

裁判所事務官の給与等については、裁判所職員臨時措置法において一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）の規定が準用され、裁判所職員に関する臨時措置規則（以下「臨時措置規則」という。）において、「他の最高裁判所規則に特別の定のあるものを除くほか」、人事院規則の規定が準用される。そして、裁判所事務官の俸給の調整額については、俸給調整規則に規定されているところ、俸給調整規則は臨時措置規則に規定する「他の最高裁判所規則に特別の定」に当たる。したがって、人事院規則9—6は裁判所事務官の俸給の調整額について適用又は準用されない。

そして、俸給調整規則には人事院規則9—6第2条に規定するような報告に関する規定がないため、裁判所において、「人事院規則9—6第2条に基づき人事院が報告を受けた文書に相当する文書」及び「同条の報告に関して人事院が定めた内容が記載された文書に相当する文書」を作成又は取得する必要はな

いことから、本件開示申出文書はいずれも作成又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和2年11月13日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和3年2月19日 審議
- ④ 同年3月19日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員（以下「職員」という。）の俸給の調整額については、裁判所職員臨時措置法において準用する給与法10条に規定され、これを受けて、俸給調整規則において、俸給の調整を行う職員の官職、調整額及び支給方法が規定されている。俸給調整規則は、臨時措置規則に規定する「他の最高裁判所規則に特別の定」に該当すると考えられ、また、俸給調整規則及び人事院規則9—6の規定内容も踏まえると、人事院規則9—6は、同規則第2条を含めて、職員の俸給の調整額について適用も準用もされないと解するのが相当である。

そして、俸給調整規則には、人事院規則9—6第2条の規定に相当する規定はない。

上記の規定の解釈によれば、裁判所において、人事院規則9—6第2条に基づき人事院が報告を受けた文書に相当する文書及び同条の報告に関して人事院が定めた内容が記載された文書に相当する文書を作成し又は取得する必要はなく、本件開示申出文書は作成し又は取得していないとする最高裁判所事務総長の上記説明が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認め

られる。

- 2 以上のとおり，原判断については，最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子

別紙

裁判所事務官の「俸給の調整額」について

- 1 人事院規則 9—6 第 2 条に基づき人事院が報告を受けた文書に相当する文書
(最新のもの)
- 2 人事院規則 9—6 第 2 条において「人事院の定める」とされている文書 (1
に対応するもの) に相当する文書